

尾張旭市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

令和2年12月25日から令和3年1月29日まで

4 監査の方法

令和2年度（令和2年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理
また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

行政財産目的外使用料について、使用料算定の根拠となっている尾張旭市道路占用料条例の一部改正により、令和2年4月1日から改定されているが、改定前の使用料のまま納付の請求を行っている。（上水道課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局議事課

3 監査の期間

令和2年12月25日から令和3年1月29日まで

4 監査の方法

令和2年度(令和2年11月30日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

課所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項(注意すべきもの)

市議会政務活動費について、議員辞職に伴い所属議員数が減少したため、交付決定額の変更の必要が生じたが、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第5項に規定されている事務手続きによらない調整方法をとっていた。また、部長専決である交付金の変更についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、変更後の金額が50万円を超える交付金については、部長専決事項とされている。